

令和7年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

鳥取県（以下「発注者」という。）は、この実施要領において、大手ユーザー企業（東京証券取引所プライム市場上場企業又は鳥取県産業未来共創条例第2条第3号で定める重点分野（宇宙、半導体、脱炭素等）（以下「重点分野」という。）における国内主要企業）と直取引を行っているティア1的ポジションのハブとなる企業（以下「ハブ企業」という。）と連携し、県内ものづくり企業のコンサルティング、アドバイス、マッチング等を実施することで、大手ユーザー企業との直取引等の利益率の高い仕事を行うことができる県内ものづくり企業のネットワーク（以下「鳥取県先進的ものづくりネットワーク」という。）の形成を図り、もって、鳥取県内に重点分野における付加価値の高いものづくりを行う変革・成長志向の企業グループを創出することを目的として、業務を委託する法人を選定するために行う公募型プロポーザルの実施のために必要な事項を定める。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務

(2) 業務内容

本件業務に係る委託契約の相手方（以下「受注者」という。）は、ハブ企業と連携し、県内ものづくり企業のコンサルティング、アドバイス、マッチング等を実施することで、鳥取県先進的ものづくりネットワークの形成・マネジメントを行う。

なお、業務の詳細については、別添の「令和7年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

(4) 予算額

金15,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

(1) 単独事業者による参加

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 日本国内において法人格を有していること。

ウ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納付すべき税金を滞納していない法人であること。

オ 鳥取県（以下「発注者」という。）との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

- カ 本件業務に係る委託契約に係る訴えについて、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることを認める者であること。
- キ 当該業務へのハブ企業の参画について確約が取れている者であること。

(2) 共同事業体による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 共同事業体の全ての構成事業者が(1)のアからキまでの条件を満たしていること。
- イ 本プロポーザルにおいて、複数の共同事業体の構成員となることはできない。また、共同事業体に所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。

3 応募手続き等

(1) 実施要領等の交付

この実施要領等は、令和7年4月10日(木)から同月21日(月)までの間、インターネットの鳥取県商工労働部立地戦略課の公式ウェブサイト (<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=210952>) に掲載するため、この公募型プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は当該ウェブサイトからダウンロードして入手するものとする。

ただし、これにより難い者に対しては、その申し出により次のとおり直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年4月10日(木)から同月21日(月)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部立地戦略課

電話：0857-26-7245 ファクシミリ：0857-26-8117

電子メール：ritti@pref.tottori.lg.jp

(2) 応募手続きの流れ

項目	年月日
■「参加表明書」(様式第1号)等の提出	令和7年4月21日(月)午後5時まで
□【発注者】「参加資格確認通知」の発出	令和7年4月23日(水)
■「質問書」(様式第2号)の送付(該当がある場合のみ)	令和7年5月1日(木)正午まで
■「企画提案書等提出書」(様式第3号、第4号、第5号)の提出	令和7年5月8日(木)午後5時まで
□【発注者】「審査結果通知」の発出	令和7年5月12日[予定]
□【発注者】協議及び見積依頼	令和7年5月13日[予定]
■委託契約の締結	令和7年5月20日(火)
■業務開始	令和7年5月20日(火)

(3) 参加表明書等の提出

参加希望者は、次に定める参加表明をするものとする。

① 提出書類

ア 単独事業者

- (ア) 参加表明書（様式第1号）
- (イ) 参加法人概要書（様式第6号）

イ 共同事業体

- (ア) 参加表明書（様式第1号）
- (イ) 参加法人概要書（様式第6号）
- (ウ) 共同事業体同意書（様式第7号）

② 提出方法

持参又は送付により提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

③ 提出先

(1) のイに同じ

④ 提出期間及び時間

令和7年4月10日（木）から同月21日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、提出期間最終日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 参加資格に係る審査結果通知

発注者は、(3)により提出された参加表明書等を審査し、参加資格を満たすと認められた参加希望者（以下「提案者」という。）及び参加資格を満たさないと認められた参加希望者に対して、令和7年4月23日に参加資格確認通知を发出する。

なお、参加資格を満たさないと認められた参加希望者に対しては、参加資格確認通知においてその理由を明示するものとする。

(5) 質問書の提出

参加希望者は、この公募型プロポーザルに関して質問がある場合、「質問書（様式第2号）」を電子ファイルで作成の上、電子メールにより送付すること。

なお、その際、電子メールの件名は「令和7年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務に関する質問」とすること。

ア 提出方法

「質問書」の電子ファイルを電子メールにより送付することとし、訪問や電話による質問は、原則として受け付けないものとする。

イ 提出先

(1) のイに同じ

ウ 提出期限

令和7年5月1日（木）正午まで（必着）

エ 疑義に対する回答

発注者は、参加希望者が提出した質問については、令和7年5月2日（金）までにインターネットの鳥取県商工労働部立地戦略課の公式ウェブサイト

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=210952>) によりまとめて閲覧に供する。

(6) 企画提案書等提出書等の提出

提案者は、発注者に対して「企画提案書等提出書（様式第3号、第4号、第5号）」を提出することにより企画提案をすることができる。企画提案数は、一提案者につき一つとする。

ア 提出書類

提出書類※ ¹	部数
■企画提案書等提出書（様式第3号）	1部
■企画提案書（様式第4号）	紙3部及び電子データ
■費用内訳書（様式第5号）	1部

※1：発注者が提出書類を受理後、書類の差替え、追加又は削除は原則として認めない。

イ 提出方法

(5) のアに同じ

ウ 提出先

(1) のイに同じ

エ 提出期間及び時間

令和7年4月10日（木）から同年5月8日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、提出期間最終日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(7) 企画提案内容の審査方法等

審査会において、審査委員が実施要領の別添「令和7年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務に係る公募型プロポーザル評価要領」に基づき採点し、その合計点数により順位付けを行う。

その結果、審査委員の評価点の合計点が最も高かった提案者を最優秀提案者として選定する。ただし、評価点の合計点の平均が80点に満たない場合はその限りでない。

提案者は審査会への出席は不要とする。なお、審査会は非公開とし、審査結果を提案者へ通知する。

(8) 審査結果通知

発注者は、全ての提案者に対して審査会の結果を通知するものとする。

審査の結果、最優秀提案者とならなかった者は、発注者に対して当該審査結果通知の施行日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に書面（自由様式）により、その理由について説明を求めることができる。

発注者は、当該理由の説明を求められることのできる期日の最終日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(9) その他

提案者の提案内容が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 虚偽の内容に基づいて提案が行われた場合

イ 1の(3)に示す委託期間を超過する期間について提案が行われた場合

ウ 費用内訳書の合計額が1の(4)に示す予算額を超える提案が行われた場合

4 委託契約の締結に関する協議

発注者は、審査会において最優秀提案者として選定された者と本件業務に係る委託契約の締結に関する協議を行い、見積書を徴して委託契約を締結する。(ただし、評価点の合計点の平均が80点に満たない場合はその限りでない。)この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更に関する協議を含むものとする。

なお、当該協議が不調であったときは、審査会において順位付けられた上位の提案者から順に本件業務に係る委託契約の締結に関する協議を行うものとする。

5 契約保証金

受注者は、発注者に対して契約保証金として本件業務に係る委託料の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

6 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) 企画提案書の言語等

この公募型プロポーザルに係る書類の作成に用いる言語は「日本語」、通貨は「日本通貨」、時刻は「日本標準時」、計量単位は「計量法(平成4年法律第51号)による単位」とする。

(3) 参加費用

この公募型プロポーザルに係る書類の作成等、参加のために必要となる費用は、すべて参加希望者又は提案者の負担とする。

(4) 発注者へ提出された書類の取扱い

発注者は、この公募型プロポーザルにおいて提出された書類を返却しないものとする。

(5) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 発注者は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(6) 情報公開の取扱い

提案者は、企画提案書が鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、必要な書類を提出するものとする。

(7) 提案者の失格

審査会の審査委員に対し、事前に働きかけ等を行った提案者については失格とする。

(8) 委託料の支払は、原則「精算払」とするが、発注者が必要と認める場合には「概算払」によるものとする。

(9) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、本件業務に係る委託契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が本件業務に係る委託契約を解除するときは、受注者は違約金として委託料の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務の下請等をさせること。

7 この公募型プロポーザルに関する問合せ先

3の（1）のイに同じ

(様式第1号)

令和7年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務
に係る公募型プロポーザル参加表明書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出者

住 所

氏 名

印

(法人名及び代表者の職・氏名)

令和7年4月10日付け調達公告における令和7年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、参加表明書及び参加法人概要書(様式第6号)を提出します。

なお、調達公告に規定された参加資格要件はすべて満たしていることを誓約します。

1 窓口となる担当部署の名称及び所在地

2 窓口となる担当者

職・氏名

電 話 :

ファクシミリ :

電子メール :

(様式第2号)

令和7年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務
に係る公募型プロポーザルに関する質問書

令和 年 月 日

鳥取県商工労働部立地戦略課 御中

提出者

住 所

氏 名

印

(法人名及び代表者の職・氏名)

(担当者)

担当部署

担当者名

電 話

令和7年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務に係る公募型プロポーザルに関して、次のとおり質問します。

【質問事項】

(様式第3号)

令和7年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務
に係る公募型プロポーザル企画提案書等提出書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出者

住 所

氏 名

印

(法人名及び代表者の職・氏名)

令和7年4月10日付け調達公告における令和7年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務に係る企画提案書及び費用内訳書(様式第5号)を別添のとおり提出します。

1 提出書類

- (1) 企画提案書
- (2) 費用内訳書

2 担当部署等

- (1) 担当部署名
- (2) 担当部署所在地
- (3) 担当者

職・氏名

電 話 :

ファクシミリ :

電子メール :

(様式第4号)

令和7年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務
に係る企画提案書

※必要に応じて記入枠を拡大してください。ページ数が増えても問題ありません。

1 申請者

ふりがな	
企業名	
所在地	
代表者氏名	
資本金	
従業員数	
事業概要	
産業分類上の事業区分	
創業年月	
連絡担当者	担当氏名 部署・役職 e-mail アドレス 電話番号

※産業分類上の事業区分は、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

2 ハブ企業

ふりがな	
企業名	
所在地	
代表者氏名	
資本金	
従業員数	

事業概要	
産業分類上の事業区分	
創業年月	
連絡担当者	担当氏名 部署・役職 e-mail アドレス 電話番号

※産業分類上の事業区分は、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

3 参画予定の県内ものづくり企業

企業名	所在地	事業概要	打診状況 (いずれかに○)
			参加承諾済・打診中・ 未打診
			参加承諾済・打診中・ 未打診
			参加承諾済・打診中・ 未打診
			参加承諾済・打診中・ 未打診
			参加承諾済・打診中・ 未打診

<添付書類>

申請企業、ハブ企業	・定款、登記簿謄本及び事業者の概要がわかる資料(パンフレット、ウェブサイトの写し等) ・事業実施主体の決算書(直近1期分)
参画予定の県内ものづくり企業	事業者の概要がわかる資料(パンフレット、ウェブサイトの写し等)

2 グループ構成企業の状況

(1) ハブ企業について

ハブ企業が直取引している大手ユーザー企業名と、その中で重点分野（宇宙、半導体、脱炭素等）に関するものを記載してください。また、ハブ企業が、鳥取県内ものづくり企業とのサプライチェーンを構築することについて、大手ユーザー企業から了承を得られているか記載してください。

大手ユーザー企業	重点分野	鳥取県内企業との取引の可否

(2) 参画する県内ものづくり企業の状況

参画する県内ものづくり企業全てが、大手ユーザー企業及びハブ企業のサプライヤー指導・育成方針に従って、経営の変革を伴う品質改善に取り組む準備の状況について記載してください。

県内企業	取組の準備状況

(3) 参画する県内ものづくり企業への指導体制


参画する県内ものづくり企業が大手ユーザー企業と直取引できるように、その要求水準を満たすために、どのような体制で指導していくかを記載してください。

--

3 グループの活動予定内容

グループで、どのような活動をされていく予定か、スケジュールも含めて記載してください。

※別紙に記載しても構いません。



4 本事業の終了後の取組の継続及び将来ビジョン

グループの将来ビジョンについて記載をしてください

※別紙に記載しても構いません。



(様式第 5 号)

令和 7 年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務
に係る公募型プロポーザル費用内訳書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

提出者

住 所

氏 名

印

(法人名及び代表者の職・氏名)

令和 7 年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務に係る経費は次のとおりです。

(単位：円)

項目	数量	単価	金額	備考
			計	
		消費税及び地方消費税		
		合 計		

注：記載欄を適宜追加して記載すること。

(様式第6号)

令和7年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務
に係る公募型プロポーザル参加法人概要書

※必要に応じて記入枠を拡大してください。ページ数が増えても問題ありません。

ふりがな	
企業名	
所在地	
代表者氏名	
資本金	
従業員数	
事業概要	
産業分類上の事業区分	
創業年月	
連絡担当者	担当氏名 部署・役職 e-mail アドレス 電話番号

※産業分類上の事業区分は、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

(様式第7号)

共同事業体同意書

(代表企業名・代表者名) 様

当社は、共同事業体の構成員として、鳥取県が公募する令和7年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務（以下「業務」という。）を、貴社と共同で遂行することとし、以下の事項について同意します。

1 代表企業及び代表者の名称

当共同事業体の代表企業及び代表者は〇〇〇とする。

2 構成員の住所及び名称

当共同事業体の構成員は、次のとおりとする。

(構成員1)

法人名

所在地

代表者

役 割

(構成員2)

法人名

所在地

代表者

役 割

※構成員が3者以上の場合は欄を増やして記載してください。

3 代表者の権限

当共同事業体の代表者は、業務の履行に関し、当共同事業体を代表して、その権限を行うことを明らかにしたうえで、鳥取県及び県内市町村と折衝する権限並びに協定および契約に基づく行為を行う権限及び当共同事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

4 構成員の責任

各構成員は、業務の履行等に関し、連帯して責任を負うものとする。

令和 年 月 日

法人名(団体名) :

所 在 地 :

代表者職氏名 :